

## 入学から修了までの学修プロセスの概要

年次	月	内容
1年次	4月	<ul style="list-style-type: none"><li>入学時オリエンテーション（教育課程、履修方法、研究の進め方、学位論文の審査方法など）</li></ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"><li>主研究指導教員・副指導教員の申請</li><li>履修登録：指導教員と相談して履修計画を策定する。</li></ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"><li>研究課題の焦点化、予備研究の必要性などの検討</li></ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"><li>予備研究の実施、修士論文研究計画書の作成</li></ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"><li>修士論文研究計画書の発表および研究計画書審査</li></ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"><li>倫理審査委員会への申請および審査</li><li>研究開始</li></ul>
2年次	1月	<ul style="list-style-type: none"><li>修士論文発表会</li><li>修士論文の提出</li></ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"><li>修士論文の審査および最終試験</li></ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"><li>修士論文原稿提出</li><li>学位授与</li></ul>

## 修了後の進路別の履修モデル

## モデルA

医療専門職  
医師・看護師・  
歯科衛生士等

## モデルB

教育研究者

## モデルC

健康に関する実務者  
保健師・栄養士、  
行政職員等

## モデルD

環境・食品  
関係従事者

## 融合科目（必修）2単位

様々な健康課題を解決するために、「医」と「農」の融合が重要であることを学ぶ

医農融合公衆衛生学概論

## 基礎科目（必修）7単位

国際的な公衆衛生大学院設置基準に基づく5領域の基礎的な知識を学修する

疫学概論

保健行政概論

医学統計概論

社会科学・行動科学概論

環境・食品衛生学概論

## 発展科目（必修）5単位

地域の様々な課題を抽出し、エビデンスに基づいたより良い施策や方針を提示できる能力を涵養する

感染症・健康  
危機管理学

統計演習

疫学方法演習

EBM演習

現在のコロナ禍を踏まえ、新型コロナウイルスを含む広範な感染症について学修する

## 発展科目（選択）4単位 ※学生が自らの専門や興味に応じて選択する

公衆衛生に関する知識を発展させた形で、講義・演習やグループ討論、現場実習による実践教育を行う

臨床疫学概論

臨床疫学概論

精神保健学概論

ヘルスデータサイ  
エンス概論

ヘルスデータサイ  
エンス概論

ヘルスデータサイ  
エンス概論

地域看護学Ⅱ 特論

機能性食品開発論

精神保健学概論

地域看護学Ⅰ 特論

保健所演習

保健所演習

機能性食品開発論

機能性食品開発論

地域医療学演習

地域医療学演習

## 融合科目（必修）4単位

「医」と「農」の融合により、公衆衛生上の地域課題を解決するため、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得する

医農融合公衆衛生学演習

## 実践研修（必修）8単位

修士論文に取り組むための研究計画立案と継続的な研究指導を受ける

実践研究

## 研究指導の標準的なスケジュール

年次	学期	大学院生の研究活動	研究指導	大学の動き
1年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究課題の焦点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導教員の決定</li> <li>研究課題の焦点化について指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オリエンテーション</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文研究計画書の作成</li> <li>修士論文研究計画書の発表および研究計画書審査</li> <li>修士論文研究計画書の修正</li> <li>倫理審査委員会への申請および審査</li> <li>研究開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文研究計画の立案について指導する。</li> <li>修士論文研究計画書発表会のプレゼンテーションについて指導する。</li> <li>研究計画書の修正について指導する。</li> <li>倫理審査委員会における審査結果に基づいて指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究計画書の審査</li> <li>倫理審査委員会での審査・承認</li> </ul>
2年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文研究の遂行</li> <li>修士論文の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切に研究が遂行されているか指導する。</li> <li>修士論文の作成について指導する。</li> </ul>	
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文発表会 修士論文の提出</li> <li>修士論文の審査および最終試験</li> <li>修士論文原稿提出</li> <li>学位授与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文発表会のプレゼンテーションについて指導する。</li> <li>学術雑誌への投稿について指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位論文審査委員会での修士論文審査</li> <li>学環運営委員会で最終試験の合否決定</li> </ul>

平成16年4月1日  
制 定

(設置)

第1条 愛媛大学医学部附属病院(以下「本院」という。)に、人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「生命・医学系指針」という。)の適用を受ける臨床研究及び外部からの依頼を受けて実施する医薬品等の臨床研究(製造販売後調査を含む)に関する審査を行うため、愛媛大学医学部附属病院臨床研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自主臨床研究 生命・医学系指針の適用を受ける臨床研究をいう。
- (2) 治験等 外部からの依頼を受けて実施する医薬品等の臨床研究(製造販売後調査を含む。)をいう。
- (3) 臨床研究等 治験等及び自主臨床研究をいう。

(審査等)

第3条 委員会は、自主臨床研究において研究責任者から研究実施の適否等について意見を求められた場合及び治験等において附属病院長の諮問があった場合に、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 臨床研究等の目的及び方法が明確であり、科学的、倫理的にみて妥当であること。
- (2) 臨床研究等において参加者又は患者のインフォームド・コンセント、プライバシー及び経済的負担に関する事項が適切に対処されること。
- (3) 臨床研究等の実施中又は終了時に行う調査に関すること。
- (4) 臨床研究等を実施する研究責任者及び研究分担者(以下「研究担当者」という。)の資格要件に関すること。
- (5) その他臨床研究等に関すること。

2 自主臨床研究において、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断される場合には、附属病院長の許可をもって研究を実施することができる。この場合において、当該研究の研究責任者は、許可後遅滞なく、前項に規定する審査を受けなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 薬剤部長
- (2) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (3) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (4) 研究対象者の観点も含めて、一般の立場から意見を述べることのできる者

2 前項第2号から第4号までの委員は、病院長が委嘱する。

3 委員会は、男女両性で構成され、5名以上とする。

4 第1項第2号から第4号までの委員の中には、本院に直接所属しておらず、かつ直接的利害関係を有していない者を複数含むものとする。

5 第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 臨床研究支援センター長は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。

7 委員長は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号から第2号までの委員のうちから病院長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 治験等を審査する委員会は、過半数の委員(第3条第1項第2号の委員1人以上、第3条第1項第3号又は第4号の委員で、かつ、本院と利害関係を有しない委員2人以上を含む。)の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 自主臨床研究を審査する委員会は、過半数の委員(第3条第1項第2号から第4号までの委員各1人以上、愛媛大学に所属しない委員2人以上及び男女両性の委員各1人以上を含む。)の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 当該臨床研究等の研究担当者と関係のある委員は、当該臨床研究等に関する判定に加わることができない。

4 委員会は、原則として出席した委員のうち判定に加わる委員全員の同意を得るものとする。ただし、全員の同意を得ることが困難な場合は、4分の3以上の同意を得るものとする。

5 委員会は、必要の都度、開催する。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審査結果を、治験等は附属病院長に、自主臨床研究は研究責任者に報告するものとする。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が当該臨床研究等に関し必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、時間を要する審査案件等を事前に審査するため、委員長の判断により、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会において知り得た事項は一切、漏らしてはならない。なお、委員を退いた後も、同様とする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医学部研究協力課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成16年11月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

# 基礎となる関係協力学部等との関連図

地域の幅広い分野へ公衆衛生人材を輩出し、  
 本学環修了者が核となって地域全体での**健康増進・疾病予防・感染症対策**等に寄与

## 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環(R4年度設置予定 入学定員5名)

【設置の目的】医農融合による体系的な教育課程を展開し、食を通じた健康増進に関する知識・技能を持ち、多様な関係者と協力して健康施策を実現できる公衆衛生人材を養成

### 医農融合公衆衛生学環

#### 実践研究科目(8単位)

#### 基礎科目(5科目7単位)

#### 融合科目(2科目6単位)

#### 発展科目(12科目9単位)

医学系研究科と農学研究科が連携することにより、栄養学や幅広い環境保健学も含めた総合的な公衆衛生教育を実現することで、グローバルスタンダードの公衆衛生教育を実施

疫学 保健医療管理学 生物統計学 社会科学・行動科学 環境・食品衛生学

国際的な公衆衛生大学院設置基準である5領域を医学系及び農学系の教員が連携して展開する

<学部卒業生>  
 健康、医療、食品、環境に関心を持つもの

<医療従事者>  
 医師、歯科医師、薬剤師

<医療従事者>  
 保健所職員、市町職員

<環境、食品関係者>  
 卒業生、地域企業関係者、食品企業関係者、市町職員

医療と看護に関する高い知見と技術  
 ・愛媛県全域の医学・健康 データベース  
 ・愛大コーホート研究

栄養学と食品衛生学、環境学に関する高い知見と技術

## 医学系研究科(s54年設置)

【基本理念】患者から学び、患者に還元する教育・研究・医療  
 医学・看護学・医療に関する学術の理論及び応用を教授、研究し、豊かな人間性と学識を備えた人材の養成

疫学:三宅、栗峰神、杉山、羽盛、山口、田中、田内、時信

保健医療管理学:川本、永井、西嶋、直村、谷向

生物統計学:木村、楯戸

社会科学・行動科学:上野、浅野

## 農学研究科(s42年設置)

【基本理念】自然と共生する持続可能な社会の構築  
 持続可能な社会の構築に貢献する高専技術者・研究者の養成

環境・食品衛生学:登木、岸田、香風、治多、雪迫、高橋、西脇、山下、豊、丸山(広)、西、石城、水川、丸山(重)

## 医学部(s48年設置)

【基本理念】患者から学び、患者に還元する教育・研究・医療  
 医師・看護師・保健師の養成

## 農学部(s29年設置)

【基本理念】自然と共生する持続可能な社会の構築  
 自然と共生する持続可能な社会の構築に貢献できる人材の養成

戦略1

地域の持続的発展を支える人材養成の推進  
 課題解決能力とリーダーシップを備えた人材の輩出

愛媛大学の使命  
 (愛媛大学憲章)

自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出する

## 時間割(医農融合公衆衛生学環)

## M1前期

時限	月	火	水	木	金	土
1	疫学概論	感染症・健康危機管理学	ヘルスデータサイエンス概論	医農融合公衆衛生学概論		
2	疫学概論	保健行政概論	医学統計学概論	医農融合公衆衛生学概論	環境・食品衛生学概論	
3	疫学概論	社会科学・行動科学概論				
4	臨床疫学概論	精神保健学概論				
5						
6						
7						
集中			受講生と相談の上決定	発表、討論の日時については、すべての学生が参加可能な日程を調整する。		備考 仕事を続けながら学ぶ学生のために、全ての科目にはeラーニングを開設している。

時間割(医農融合公衆衛生学環)

M1後期

時限	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4				地域看護学Ⅰ特論	実践研究	
5		機能性食品開発論		地域看護学Ⅱ特論	実践研究	
6	疫学方法演習	E B M演習／統計演習	医農融合公衆衛生学演習	医農融合公衆衛生学演習		
7						
集中			受講生と相談の上決定	発表、討論の日時については、すべての学生が参加可能な日程を調整する。 実践研究は担当教員と適宜、相談できる体制を整える。		備考 仕事を続けながら学ぶ学生のために、実践研究を除く全ての科目にはeラーニングを開設している。

時間割(医農融合公衆衛生学環)

M2前期

時限	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4					実践研究	
5					実践研究	
6						
7						
集中	保健所演習（6月3日間）、地域医療学演習（8月3日間）		受講生と 相談の上 決定	実践研究は担当教員と適宜、相談できる体制を 整える。		備考

時間割(医農融合公衆衛生学環)

M2後期

時限	月	火	水	木	金	土
1						
2						
3						
4						
5					実践研究	
6						
7						
集中			受講生と 相談の上 決定	実践研究は担当教員と適宜、相談できる体制を 整える。		備考

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	時期	医農融合公衆衛生学環授業担当教員		
					担当教員（○科目責任者）	専門領域（所属講座）	学位
基礎科目	疫学概論	3	必修	1前	○教授 三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授 田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
					助教 時信 亜希子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
	保健行政概論	1	必修	1前	○教授 西嶋 真理子	地域健康システム看護学	博士(保健学)
					教授 谷向 知	地域健康システム看護学	博士(医学)
					教授 藤村 一美	地域健康システム看護学	博士(保健学)
					非常勤講師 石丸 文至		博士(医学)
					非常勤講師 河野 英明		学士(医学)
					非常勤講師 三木 優子		学士(医学)
	医学統計学概論	1	必修	1前	○教授 木村 映善	社会・健康医療情報学	博士(医学)
					教授 城戸 輝仁	器官・形態放射線医学	博士(医学)
					准教授 田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
					助教 時信 亜希子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授 橋 哲也	畜産学	博士(農学)
					准教授 丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)
	社会科学・行動科学概論	1	必修	1前	○准教授 田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
教授 三宅 吉博					社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
教授 上野 修一					分子・機能精神神経科学	博士(医学)	
教授 浅野 水辺					社会・健康法医学	博士(医学)	
准教授(兼担) 間々田 理彦					地域資源管理	博士(農業経済学)	
教授(兼担) 加藤 匡宏					心理発達臨床専攻	医学博士	
環境・食品衛生学概論	1	必修	1前	○教授 西脇 寿	生物有機化学	博士(農学)	
				教授 治多 伸介	水環境再生科学	博士(農学)	
				教授 鐘迫 典久	環境計測学	博士(農学)	
				教授 高橋 真	環境計測学	博士(農学)	
				准教授 石橋 弘志	生態系保全学	博士(学術)	
				准教授 水川 葉月	環境計測学	博士(理学)	
				助教 丸山 雅史	微生物学	博士(農学)	
				教授 三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
発展科目	感染症・健康危機管理学	1	必修	1前	○准教授 田内 久道	中央診療施設感染制御部	博士(医学)
					教授 山下 尚之	水資源システム工学	博士(工学)
					非常勤講師 石野 智子	寄生病原体学部門	博士(薬学) 博士(医学)
					非常勤講師 四宮 博人		医学博士
					非常勤講師 三木 優子		学士(医学)
					非常勤講師 廣瀬 浩美		学士(医学)
	臨床疫学概論	1	選択	1前	○教授 三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授 田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
					教授 川本 龍一	地域医療学	博士(医学)
					教授 薬師神 芳洋	分子・機能臨床腫瘍学	博士(医学)
					教授 杉山 隆	病因・病態産科婦人科学	博士(医学)
					教授 羽藤 直人	器官・形態耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	博士(医学)
					教授 山口 修	器官・形態循環器・呼吸器・腎高血圧内科学	博士(医学)
	准教授 永井 将弘	臨床薬理神経内科	博士(医学)				
	ヘルスデータサイエンス概論	1	選択	1前	○教授 木村 映善	社会・健康医療情報学	博士(医学)
					教授 城戸 輝仁	器官・形態放射線医学	博士(医学)
教授 三宅 吉博					社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
教授 西嶋 真理子					地域健康システム看護学	博士(保健学)	
教授 谷向 知					地域健康システム看護学	博士(医学)	
教授 藤村 一美					地域健康システム看護学	博士(保健学)	
准教授 田中 景子					社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)	
精神保健学概論	1	選択	1前	○教授 三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
				教授 上野 修一	分子・機能精神神経科学	博士(医学)	
				非常勤講師 藤井 千代		博士(医学)	
				非常勤講師 竹之内 直人		医学博士	

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	時期	医農融合公衆衛生学環授業担当教員			
					担当教員 (○科目責任者)		専門領域(所属講座)	学位
発展科目	地域看護学Ⅰ特論	1	選択	1後	○教授	西嶋 真理子	地域健康システム看護学	博士(保健学)
	地域看護学Ⅱ特論	1	選択	1後	○教授	藤村 一美	地域健康システム看護学	博士(保健学)
	機能的食品開発論	1	選択	1後	○教授	菅原 卓也	食品機能学	博士(農学)
	統計演習	1	必修	1後	○教授	木村 映善	社会・健康医療情報学	博士(医学)
					准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
					助教	時信 亜希子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授	橘 哲也	畜産学	博士(農学)
					准教授	丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)
	疫学方法演習	2	必修	1後	○教授	三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
助教					時信 亜希子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
准教授					丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)	
EBM演習	1	必修	1後	○准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)	
				教授	三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
				助教	時信 亜希子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)	
				准教授	丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)	
保健所演習	1	選択	2前	○准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)	
				非常勤講師	三木 優子		学士(医学)	
				非常勤講師	廣瀬 浩美		学士(医学)	
地域医療学演習	1	選択	2前	○教授	川本 龍一	地域医療学	博士(医学)	
融合科目	医農融合公衆衛生学概論	2	必修	1前	○教授	岸田 太郎	栄養科学	博士(農学)
					教授	荒木 卓哉	作物学	博士(農学)
					教授	菅原 卓也	食品機能学	博士(農学)
					准教授	西 甲介	食品機能学	博士(農学)
					准教授	丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)
					教授	三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
	医農融合公衆衛生学演習	4	必修	1後	○教授	三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
					助教	時信 亜希子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
教授	岸田 太郎	栄養科学	博士(農学)					
教授	荒木 卓哉	作物学	博士(農学)					
教授	菅原 卓也	食品機能学	博士(農学)					
准教授	西 甲介	食品機能学	博士(農学)					
准教授	丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)					
非常勤講師	大久保 公美		博士(保健学)					
実践研究科目	実践研究	8	必修	1後～2通年	教授	三宅 吉博	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学)
					教授	川本 龍一	地域医療学	博士(医学)
					教授	薬師神 芳洋	分子・機能臨床腫瘍学	博士(医学)
					教授	杉山 隆	病因・病態産科婦人科学	博士(医学)
					教授	羽藤 直人	器官・形態耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	博士(医学)
					教授	山口 修	器官・形態循環器・呼吸器・腎高血圧内科学	博士(医学)
					教授	木村 映善	社会・健康医療情報学	博士(医学)
					教授	城戸 輝仁	器官・形態放射線医学	博士(医学)
					教授	上野 修一	分子・機能精神神経科学	博士(医学)
					教授	浅野 水辺	社会・健康法医学	博士(医学)
					准教授	永井 将弘	臨床薬理神経内科	博士(医学)
					准教授	田中 景子	社会・健康疫学・予防医学	博士(医学) 博士(歯学)
					教授	西嶋 真理子	地域健康システム看護学	博士(保健学)
					教授	藤村 一美	地域健康システム看護学	博士(保健学)
					教授	荒木 卓哉	作物学	博士(農学)
					教授	岸田 太郎	栄養科学	博士(農学)
					教授	菅原 卓也	食品機能学	博士(農学)
					准教授	橘 哲也	畜産学	博士(農学)
					准教授	西 甲介	食品機能学	博士(農学)
					准教授	丸山 広達	地域健康栄養学	博士(医学)
					教授	治多 伸介	水環境再生科学	博士(農学)
					教授	鎌迫 典久	環境計測学	博士(農学)
					教授	高橋 真	環境計測学	博士(農学)
					准教授	石橋 弘志	生態系保全学	博士(学術)
					准教授	水川 葉月	環境計測学	博士(理学)
					教授	西脇 寿	生物有機化学	博士(農学)
					助教	丸山 雅史	微生物学	博士(農学)

## 国立大学法人愛媛大学教員規程

平成16年4月1日  
規則第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「大学」という。）の教員の任免、研修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「部局長」とは、副学長（教育職員俸給表I適用者に限る。）、各学部長、大学院医学系研究科長、大学院理工学研究科長、大学院農学研究科長、大学院連合農学研究科長、図書館長及び医学部附属病院長をいう。

2 この規程で「校長」とは、附属学校の校長及び園長をいう。

3 この規程で「大学教員」とは、大学の教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）、助教及び助手をいう。

4 この規程で「附属学校教員」とは、附属学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）をいう。

5 この規程で「配置換」とは、所属を変更させることをいう。

(採用及び昇任の方法)

第3条 大学教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 大学教員の採用及び昇任のための選考の基準は、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て、学長が定める。

3 大学教員の採用及び昇任のための選考は、前項の基準により、各学部（理学部、医学部、工学部及び農学部を除く。）の教授会、大学院医学系研究科教授会、大学院理工学研究科教授会、大学院農学研究科教授会、大学院連合農学研究科委員会、教育・学生支援機構教育学生支援会議、社会連携推進機構社会連携推進会議、先端研究・学術推進機構先端研究推進会議、先端研究・学術推進機構学術研究会議又は国際連携推進機構国際連携推進会議（以下「教授会等」という。）において審議し、当該教授会等はその結果を人事委員会に報告する。

4 人事委員会は、前項の報告の内容について審議する。

5 第3項の教授会等の選考によらない大学教員の採用及び昇任のための選考は、第2項の基準により、人事委員会において審議する。

6 学長は、前2項に掲げる手続を経て、大学教員の採用及び昇任について選考し、決定する。

7 附属学校教員の採用及び昇任は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

8 部局長及び校長は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。

(任期を定めた雇用)

第4条 大学教員については、任期を定めた雇用を行うことができる。

2 前項の雇用に関する必要な事項は、国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程の定めるところによる。（配置換及び出向）

第5条 就業規則第12条第1項から第4項までの規定に基づき、配置換又は出向（以下この条において「異動」という。）を命ぜられた大学教員のうち、当該異動に異議がある者は、その理由を付して、書面により学長に申し立てることができる。

2 前項による申し立てがあったときは、申し立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、異動の可否を決定するものとする。

(降任、解雇及び解任)

第6条 就業規則第11条及び第28条の事由に該当し、降任又は解雇の予告を受けた大学教員のうち、当該処分に異議がある者は、その理由を付して、学長に申し立てることができる。部局長の解任についても、同様とする。

2 前項による申し立てがあったときは、申し立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。

3 学長は、前項の審議の結果を受けて、処分の可否を決定するものとする。

第7条 削除

(定年)

第8条 大学教員の定年は、就業規則第22条の規定にかかわらず、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職する。

第9条 削除

(勤務成績の評定)

第10条 附属学校教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が行う。

(試用期間)

第11条 附属学校の教諭の試用期間は、就業規則第9条第1項ただし書きの規定に基づき、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法により正式採用された公立学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が交流協定に基づく人事交流により引き続き本学の附属学校教員に採用された場合は、就業規則第9条の規定は適用しない。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(大学院修学休業)

第15条 附属学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭は、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

（助教及び助手の特例）

第16条 大学の助教及び助手については、評議会の審議を経て、この規程に規定するものとは別に選考等の手続方法を定めることができる。

（教員以外の者に対するこの規程の準用）

第17条 附属高等学校の実習助手については、この規程の附属学校教員に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本規程施行の前日に教務職員として本学に在職し、引き続き施行日において助手に配置換となった者の定年は、第8条の規定にかかわらず、満60歳とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

# 大学院生室の見取り図

5階 院生研究室 43㎡

